

第7回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年11月7日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第7回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年11月7日(金)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一

4、出席委員(17名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員

なし

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1~8)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1)

第6 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1)

第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第8 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~6)

第9 報告第5号 転用事実確認証明について(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口 裕之	主 査	北田 尚史
主任書記	長谷川 聡彦	主任書記	井内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第7回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第7回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、梅原英男委員および今関喜明委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～8）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字竹之下、地目、畑の1筆、面積294㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや右下に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字小沼谷、地目、田の2筆、面積779㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央やや左側に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、小西字向城下、地目、田の1筆、小西字押出、地目、田の1筆、小西字城谷、地目、田の1筆、面積4,041㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧ください。

中央やや左上に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから13ページまでになります。

9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号4、申請地は、小西字向城下、地目、田の1筆、面積2,189㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出のため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧ください。

中央やや左上に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料11ページ及び13ページから15ページまでになります。

14ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、桂山字駒形下、地目、田の1筆、桂山字北田、地目、田の1筆、面積1,791㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相続財産精算のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央上に1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料16ページから19ページまでになります。

16ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

整理番号6、申請地は、細草字明地、地目、田の3筆、面積6,211㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出のため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央やや上に1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料20ページから23ページまでになります。

20ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、星谷字星谷畑、地目、田の1筆、面積1,816㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は遠方で耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面5ページをご覧ください。

中央やや右上に1-7と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料24ページから27ページまでになります。

24ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

整理番号8、こちらの案件は、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明書

を交付し、その後、公売農地を落札され、落札者となったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請がされたものでございます。

申請地は、金谷郷字安楽地谷、地目、畑の1筆、および地目、田の1筆、面積1,056㎡を、公売により所有権移転しようとするものでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央右に1-8と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料28ページから31ページまでになります。

戻りまして、28ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われる。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、三木年彦委員、お願いいたします。

○三木委員 はい。それでは議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

11月2日に中村推進委員さんと、申請内容の話を伺いました。

権利者は認定農業者であり、義務者は埼玉県行田市在中の方で、遠方ですので電話にての確認を行いました。

義務者に確認すると、申請地は相続で取得した農地であり、知り合いに貸付けて耕作されておりました。しかし、その耕作者に返却され、ある方の紹介で権利者に譲渡の相談をしたところ、合意したとのことでありました。

申請地は自宅近くでもあり、近くにも畑を所有しており利便性が増しよくなると思います。

権利者によりますと、今年は作物を作らず、草刈のみを行い、来年から甘しょ、落花生等の作付けを予定するとのことでありました。

以上、特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 理由としては、事務局説明のとおりです。

11月1日に平賀推進委員と現地で権利者に話を伺い、義務者には遠方のため、

電話での聞き取りとなりました。

義務者によりますと、申請地は、親の代から第三者が耕作をしていましたが、高齢のため耕作できなくなり、私も耕作できないので、農地を手放したいと思い、隣接農地の所有者に相談したところ、お話がまとまりました、とのことでした。

権利者は、義務者から話があったので荒れても困るし、また、経営規模を拡大するため、今回の申請になったそうです。

権利者はライスセンターの構成員で、農機具等もそろい、意欲的に農業に取り組んでいます。

現地は稲刈り後、耕耘され、きれいに管理されていました。

特に問題はないと思われますが、皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号3から4の案件につきましては、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 それでは、議案第1号、整理番号3と整理番号4の案件については、権利者が同一でありますことから、一括して調査報告させていただきます。

それでは、議案第1号整理番号3及び整理番号4について調査報告を申し上げます。

まず、整理番号3についてですが、内容は事務局説明のとおりです。

権利者は、電話にてお話を伺いました。

義務者は11月2日に大原推進委員さんと自宅を訪問し、お話を伺いました。

権利者と義務者は知合いとのことでした。

申請に至った理由は、権利者は以前から、申請地を借受けて耕作しておりましたが、義務者より引取って欲しい旨のお話があったことから、引取ることにしたとのことでした。

権利者、義務者等に申請に間違いございませんということでした。

申請地はよく管理されており、権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

続けて整理番号4の案件について、調査報告申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりです。

権利者は整理番号3の権利者と同一であり、電話にてお話を伺いました。

義務者は11月3日、大原推進委員さんと自宅を訪問し、お話を伺いました。

権利者と義務者は知合いとのことでした。

申請に至った理由としましては、義務者は耕作できないため、引取って欲しいとの旨のお話があり、整理番号3の申請地の隣接であることから、引取ることにし

たとのことです。

権利者と義務者ともに申請に間違いございませんとのことでした。

申請地はよく管理されておりました。

権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 はい。農地法第3条の規定による許可申請、整理番号5について調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりです。

11月1日、鶴澤推進委員と代理人である権利者に話を伺いました。

申請地にあっては、以前より耕作を依頼されており、今回義務者が相続した農地を精算したいということで話がまとまり、申請に至っております。

権利者は農業に熱心に取り組んでいて、機械等もそろっており、何ら問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしく願います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは議案第1号、整理番号6について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

10月31日に片岡推進委員とともに申請地を確認して、権利者、義務者及び代理人に電話にて話を伺いました。

権利者、義務者は親類関係だそうです。

義務者は、以前より権利者に申請地の作付けを依頼しており、今回、後継者もなく、規模縮小をするため、所有権移転のお願いをしたそうです。

権利者も義務者の話を受け、申請地が自作地に隣接しており、利便性が良いこと、また規模拡大を考えていたことから、今回の申請に至ったとのことでした。

権利者は機械労力等がそろっております。

権利者、義務者ともに、今回の申請内容について間違いないと申し出ておりました。

また、申請地もしっかり管理されており、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7から8の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 では、議案第1号、整理番号7の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

11月1日、関本推進委員とで権利者宅に行き、話を聞きました。

以前より耕作をしていましたが、義務者の親が亡くなり相続をした義務者から、耕作地は遠く維持管理できないので、売買の話になったそうです。

権利者は自作地に近く、利便性もあることから話が決まり、本申請に至ったそうです。

義務者には、電話にて話を聞きました。

相続をしたものの耕作地は遠く、維持管理できないので、前から耕作をしてもらっている権利者に売買の話をして決まったそうです。

間違いのないことでした。

権利者は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、整理番号8の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査は、11月1日に関本推進委員と現地にて権利者に話を聞きました。

本案件は第5回総会にて、公売参加のため、買受適格証明願の申請を出し、承認をされた後、公売に参加し、落札したので、今回の申請に至ったそうです。

申請地は荒れておりますが、計画を持って開拓し、農地にするそうです。

権利者はやる気もあり、機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から8に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きます、日程第4、議案第2号、大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

なお、本日審議をいただく、整理番号12の案件は、吉原孝委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになりますので、まず、議案第2号、整理番号1から11について、説明をお願いいたします

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は7人、権利設定をする者は8人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が48筆、畑が2筆で、合計面積43,230.07㎡でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

それでは、整理番号順に、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、山口及び大網、田が7筆、5,602㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号2、大網及び富田、田が3筆、2,819㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

9ページをご覧ください。

整理番号3、大網、田が3筆、1,245㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号4、大網、田が12筆、3,491.07㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ

Ⅰ等米4俵、新規。

Ⅰ0ページをご覧ください。

整理番号5、大網、田が1筆、614㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵、新規。

整理番号6、大網及び富田、田が6筆、4,779㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵、新規。

Ⅰ1ページをご覧ください。

整理番号7、富田、田が1筆、2,274㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵、新規。

整理番号8、永田、田が1筆、525㎡、5年、金納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵相当額、新規。

Ⅰ2ページをご覧ください。

整理番号9、上谷新田、田が11筆、11,481㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵、新規。

整理番号10、上谷新田、田が1筆、3,537㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリⅠ等米1俵、新規。

Ⅰ3ページをご覧ください。

整理番号11、上谷新田、田が2筆、2,038㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリⅠ等米3俵、新規。

なお、整理番号ⅠからⅠ1の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますが、整理番号Ⅰから7の案件につきましては、利用権設定から制度変更による更新となり、報告を省略させていただきます。

○議長 整理番号8について、菅谷委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、整理番号8について調査報告申し上げます。

理由として事務局説明のとおりです。

11月1日、今井推進委員さんと、現地を確認後、借受人の圃場に赴き、お話を聞きました。

貸付人は遠方のため、電話でお話を聞きました。

借受人は専業農家で経営規模が大きく、農機具設備もそろっており、意欲的な認定農業者です。

貸付人から、耕作の依頼があり、隣接地で利便性が良いことから、耕作を承知

しました。

貸付人は、昨年まで耕作を依頼していた人が高齢で耕作できなくなったことから、耕作地が隣接する借受人に耕作してくれるよう相談したところ、引受けてくれました。

借受人、貸付人ともに申請に間違いありませんということでした。

以上のことから問題はないと思われますが、委員の慎重な審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 整理番号9から11について、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 はい。整理番号9と10は、同一人物なので、一緒に報告させていただきます。

11月2日に、富永推進委員と、両者の自宅に伺いました。

貸付人は、今までも耕作してもらっており、借受人も今回申請することを、承諾したということで間違いのないことでした。

今までも耕作していたもので、別に問題ないとは思いますが、皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

整理番号11ですが11月2日に、借受人は自宅に伺い、貸付人は電話にて、お話をしました。

貸付人は、相続したが耕作するのに困り、親族に相談したところ、親族宅も耕作をお願いしている権利者をお願いしたということでした。

借受人は、大規模農家の方で、相談されて引受けました、申請に間違いありませんとのことでした。

何ら問題ないとは思いますが、皆様の慎重審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長 調査された皆様、ご苦労様でした。

これより、整理番号1から11について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて整理番号1から11に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から11について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から11について、原案のとおり承認することに賛成の

方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から11の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

○議長 続きまして、整理番号12の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、吉原孝委員は、ここで退室をお願いいたします。

(吉原孝委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第2号、整理番号12について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号12の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定を受ける者と権利の設定をする者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号12、四天木、畑が2筆、4,825㎡、6年、物納、10a当たりタマネギ100kg、新規。

なお、整理番号12の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

八角功次委員をお願いします。

○八角委員 はい。議案第2号、整理番号12の案件について報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

11月3日に内山推進委員さんと圃場にて、貸付人、借受人のお二方とお会いしてお話を伺いました。

今回の申請のあった農地は現在作付されておりませんが、整備はされておりました。

畑をやってくれる方を探していたところ、近所で栽培をしている借受人に相談した結果、引き受けてもらえたとのことでした。

双方とも昔からつき合いがあり、借受人は機械等もそろっており、何ら問題ないと思いますが、委員の皆さんの慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号 12について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号 12に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号 12について、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号 12について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号 12案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、吉原孝委員を入室させてください。

(吉原孝委員入室)

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第5、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第6、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第7、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第8、報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第9、報告第5号「転用事実確認証明について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

整理番号1は、宅地分譲住宅用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

議案書16ページをご覧ください。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書の記載のとおりであり売買による所有権移転を予定していることによる賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の17ページから19ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は6件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第5から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第7回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時47分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月7日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 梅原 英男

署名委員 関 喜明